被扶養者として認定されるための条件

被扶養者として認定されるためには、原則として国内に居住していて、「親族の範囲」と「収入」について一定の条件を満たしている必要があります。

被扶養者として認められる親族の範囲

被扶養者となれる家族の範囲は、三親等内の親族と決められています。さらに、同居・別居により、条件が異なります。

同居でも別居でもよい人

1. 配偶者
2. 子、孫
3. 兄弟姉妹
4. 父母などの直系尊属

同居が条件の人

1. 左記以外の三親等内の親族
2. 内縁の配偶者の父母および子
3. 内縁の配偶者死亡後の父母および子

認定対象者の親族の範囲

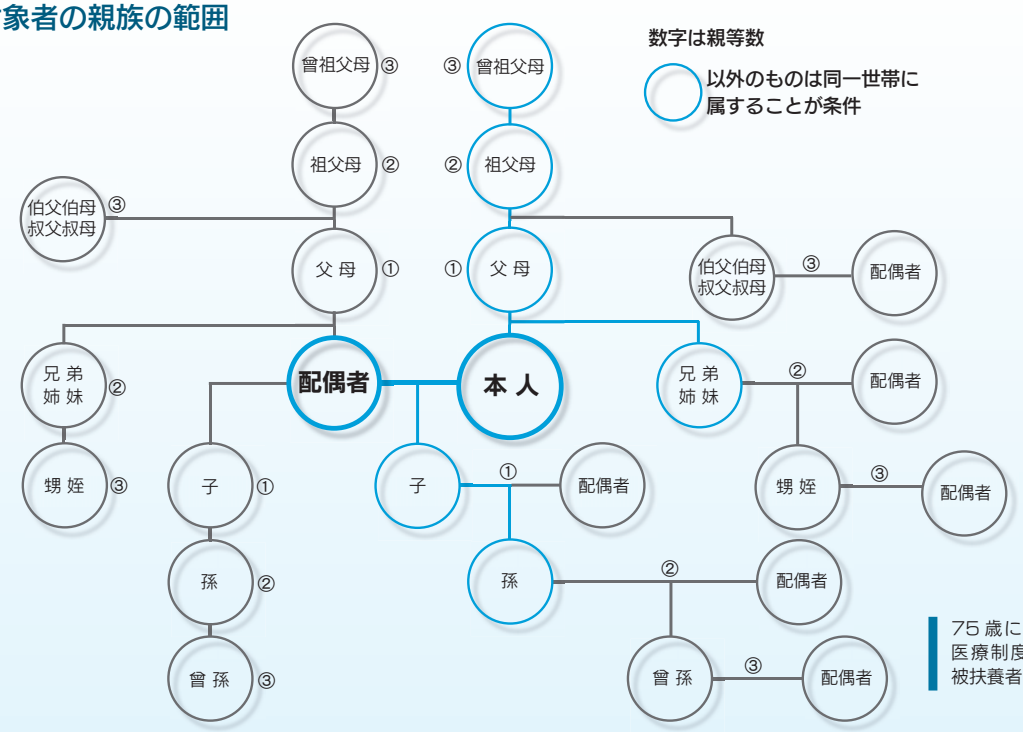

被扶養者として認められる収入の限度

被扶養者となるためには、「主として被保険者の収入によって生活していること」が必要です。具体的には次のような基準が定められています。

同居している場合

対象者の年収が 130 万円（60 歳以上または障害者は 180 万円）未満で、被保険者の収入の 2 分の 1 未満であること

別居している場合

対象者の年収が 130 万円（60 歳以上または障害者は 180 万円）未満で、その額が被保険者からの仕送り額より少なくかつ、被保険者の収入の 2 分の 1 未満であること

※仕送りについて
- 年間の仕送り額…被扶養対象者の年収を上回る額
- 仕送りの頻度…1 カ月または 2 カ月ごと
- 仕送り証明…金融機関の振込控え、通帳コピー等（手渡し以外の方法で仕送りをしていること）

こうした条件をクリアしている方について健康保険組合が総合的に判断し認定します

被扶養者資格認定の自己点検チャート

YES… NO…

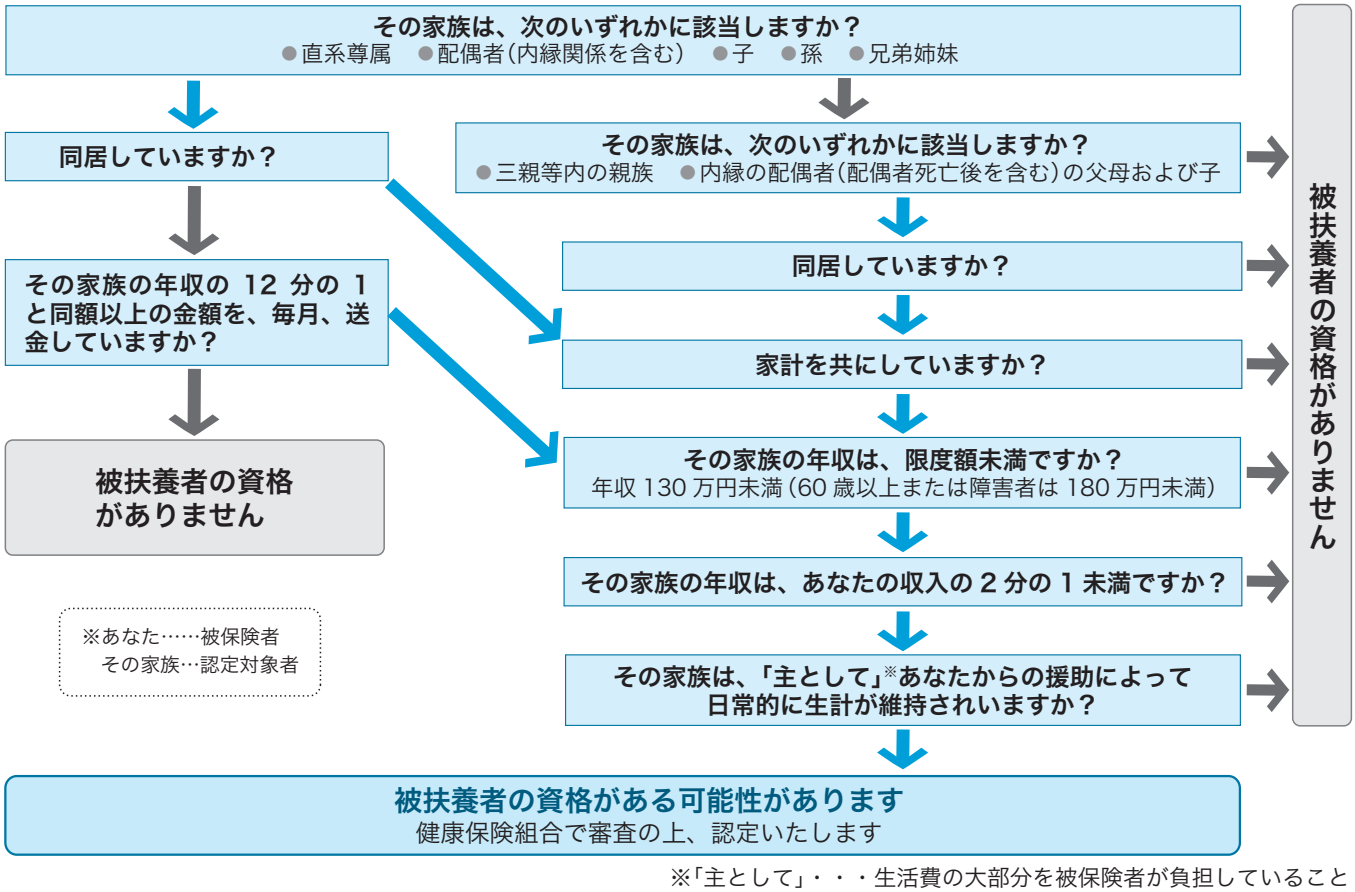

※「主として」・・・生活費の大部分を被保険者が負担していること

5 日以内に健康保険組合に届出を

健康保険組合は届出をもとに、被扶養者となるための条件を満たしているかを判定します。そのため、被保険者資格を取得したとき、被扶養者にしたい人がいる場合は「被扶養者異動届」に該当事項を記入し、必要書類を添えて届け出てください。また、結婚や出産などにより新しく被扶養者が増えたときも、そのつど 5 日以内に届出を行うようにしてください。

詳しくは 42～43 ページ参照

Q&A

Q 国民健康保険に入っている父母を私の被扶養者にしたいのですが？

A 両親の保険料を払わずにすむといった理由では認められません。被扶養者と認められるためには、被保険者によって実際に扶養されていることが必要です。

Q 被扶養者の認定対象者の「収入」とは、どのようなものが該当しますか？

A 年間収入とは、給与、事業収入、各種年金（公的・障害・遺族・企業・個人等）、雇用保険、傷病手当金、出産手当金、労災保険の給付金、利子・配当、不動産・株式等の資産、売却収入、その他贈与、被保険者以外からの仕送り金など全てを含みます。ただし、今後将来に向かっての収入で判断いたしますので、退職金や出産育児一時金等の一時的な収入は含みません。

Q 雇用保険の失業給付を受けている配偶者を被扶養者にすることはできますか？

A 失業給付を受けている間は、原則として「主として被保険者の収入によって生活している」とは考えられませんので、一般的には被扶養者と認められません。ただし、失業給付がわずかであれば、認められる場合もあります（日額 3,612 円未満、60 歳以上または障害者は日額 5,000 円未満）。
なお、待期・給付制限期間中は収入がないため被扶養者となることができます。

リリー健保では被扶養者の認定について毎年調査を実施します